

知北平和公園組合公告第2号

令和8年度知北平和公園組合一般会計予算及び令和8年度知北平和公園組合霊園事業特別会計予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第219条第2項の規定により、その要領をここに公表する。

令和8年2月20日

知北平和公園組合

管理者 花田勝重

令和8年度知北平和公園組合一般会計予算

令和8年度知北平和公園組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ213,025千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		156,739
	1 負担金	156,739
2 使用料及び手数料		40,000
	1 使用料	40,000
3 財産収入		116
	1 財産運用収入	116
4 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
5 諸収入		15,170
	1 預金利子	40
	2 雑収入	15,130
歳入	合計	213,025

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		596
	1 議 会 費	596
2 総 務 費		39,680
	1 総 務 管 理 費	39,538
	2 監 査 委 員 費	142
3 事 業 費		139,880
	1 斎 場 事 業 費	139,880
4 公 債 費		31,869
	1 公 債 費	31,869
4 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	213,025

令和8年度知北平和公園組合霊園事業特別会計予算

令和8年度知北平和公園組合の霊園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ339,525千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		45,126
	1 負 担 金	45,126
2 使用料及び手数料		29,634
	1 使 用 料	29,634
3 財 産 収 入		6,589
	1 財 産 運 用 収 入	6,589
4 繰 入 金		256,221
	1 基 金 繰 入 金	256,221
5 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
6 諸 収 入		955
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑 入	954
歳 入	合 計	339,525

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		338,525
	1 霊 園 事 業 費	338,525
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	339,525